

**工事監督における
ワンデーレスポンスの手引き**

平成19年6月

**中国地方整備局
企画部 技術管理課**

第 1 編 目 的

国土交通省直轄工事等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」（以下、「発注懇中間とりまとめ」という。）が報告されている。

この「発注懇中間とりまとめ」では、各種取組について具体化したものから順次実現させることとされており、小循環（個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み）を構築するための具体的な取組の一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応（以下、ワンデーレスポンスという）の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスは、監督職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 意義と目的

(1) 問題解決の迅速化

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 適切な工程管理

公共事業の発注者、受注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内に工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理をおこなうことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

第 2 編 実施方法

1 ワンデーレスポンス

ア 受注者からの協議、承諾、確認など(以下協議等という)に対する回答は、「その日のうち」に実施するものとする。

イ 「その日のうち」とは、受注者からの協議開始より24時間以内に回答するものとする。
ただし、土・日等の閉庁日を除く。

ウ 主任監督員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

エ 主任監督員で措置できない内容の場合は、事務所等発注担当課に報告・相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

オ 発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合(対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど)は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。

カ 通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。

キ 回答及び回答日の通知は、書面もしくは工事情報共有システム(以下「書面等」という)により行うものとする。

ク 「その日のうち」の回答が主任監督員及び監督員の不在などによりに困難な場合は、電話、電子メール等の媒体を活用し、回答日を通知することも可とする。なお、後日、書面等により回答日を通知するものとする。

2 実施における留意点

ア ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

①受注者

- ・施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
- ・受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員に報告するものとする。

②発注者

- ・工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。
- ・現場条件等に重大な差異やその他問題が生じた場合には、発注者・受注者・設計コンサルタントの3者による「現地技術検討会(仮称)」を実施し、方針を決定する。

イ ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。